

第1号様式（その3）（第5条関係）

盛土等に係る土地使用同意書（譲受け許可）

盛土等に係る譲受け許可を申請しようとする者（ ）の行う盛土等については、別紙の留意事項を了承の上、私の所有する次の土地の使用について同意します。

土地の位置及び地番	地目（登記簿）	面積（登記簿）

また、同意の前提として、上記の盛土等に係る譲受け許可を申請しようとする者から、次の事項について説明を受け、その内容を確認しました。

- 1 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 2 新潟県盛土等の規制に関する条例第7条の許可を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 3 譲り受けようとする事業の許可年月日及び許可番号

ここに同意したことを証するため、署名します。

年 月 日

土地所有者 住所

氏名

〔法人にあっては、その名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地〕

- 注 1 土地の所有者が法人の場合は、署名を記名押印に代えることができる。  
2 別紙の留意事項の様式は、別記第1号様式（その1）の別紙と同様とする。

## 別紙

### 同意に当たっての留意事項

#### 1 土地の所有者の責務

土地の所有者は、その所有する土地において不適正な盛土等が行われないよう当該土地を適正に管理するよう努めなければなりません（条例第4条）。

#### 2 土地の所有者に対する通知

次に掲げる場合は、許可を受けた者又はその者の地位を承継した者に対して土地の所有者に対する通知を義務付けていますので、その内容について確認してください。

- (1) 許可の内容に軽微な変更があった場合（条例第12条第4項）
- (2) 許可に条件が付された場合（条例第13条第2項）
- (3) 許可を受けた者について、地位の承継があった場合（条例第20条第3項）

#### 3 土地の所有者に対する報告徴収

土地の所有者は、盛土等に係る施行の状況等について、県から必要な報告又は資料の提出を求められることがあります（条例第27条）。

この報告をせず、又は虚偽の報告をすると罰則の対象となり、50万円以下の罰金刑に処せられることがあります（条例第35条第5号）。